

第66回 大磯町下水道運営審議会議事録

日 時 令和3年10月15日(金) 午前10時00分～午前11時30分

場 所 大磯町役場 保健センター2階 研修室

出席者 委員) 梶田委員(会長)、神谷委員(副会長)、永吉委員、渡部委員、原委員
高橋委員、中越委員、薦谷委員、富沢委員、藤本委員 以上10名
事務局) 森田都市建設部長、由井下水道課長、近藤技幹兼副課長兼係長
木村主幹兼係長、杉山主任主事、重田主事
傍聴者) 0名

- 委嘱状机上配布
- 町長あいさつ
- 各委員による自己紹介
- 事務局職員紹介
- 会長、副会長の選任
審議会規則により互選で決めることになっているが、自薦・他薦がなかったため、事務局案を提示し、会長は梶田委員、副会長は神谷委員に決定する。
- 会長あいさつ
- 議事

事務局

「大磯町下水道運営審議会規則第6条第2項」の規定により、会議開催の定数に達しておりますので、このまま会議を開催させていただきます。

本日の審議会の議事としましては、(1)「公共下水道事業の概要について」、(2)「公共下水道使用料の改定について」、また「その他」として「(1)公共下水道事業経営戦略について」でございます。

なお、審議会につきましては議事録を作成するため録音をさせていただきますので、ご承知をお願いいたします。

それでは、大磯町下水道運営審議会規則により、会長が議長を務めることになっておりますので、梶田会長、審議会の公開についての確認を始めとします会議の進行について、よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、まず事務局より説明がありましたように、会議の公開については、委員の皆様のご意見を聞くということですので、これからお諮りしたいと思います。

本日の議事は、「公共下水道事業の概要について」及び「公共下水道使用料の改定について」となっております。

個人情報に係るものではないため、会議を非公開とすべき事項ではないものと考えられますが、委員の皆様どうでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、委員の皆様から承認されましたので、本日の会議は公開といたします。事務局に、伺います。本日傍聴希望者はいられますか。

事務局

傍聴人は、おりません。

議 長

傍聴人がいないということなので、引き続き議事に入らせていただきます。議事に入るあたりに、資料の確認を事務局よりお願いします。

事務局

資料について確認

議 長

それでは、本日の議事（１）「公共下水道事業の概要について」、また議事（２）「公共下水道使用料の改定について」ですが、この２つについては、関連性がありますので、事務局より一括して説明してください。

事務局

資料１、資料２に基づき概要説明

議 長

ありがとうございました。まずは、（１）「公共下水道事業の概要について」、さらに（２）「公共下水道使用料の改定について」、事務局よりご説明いただきました。

公共下水道事業の概要等につきまして、初めての委員も多いと思いますが、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

委 員

整備状況については、資料のとおり、まだ整備中であるということが分かるが、基本的に市街化区域は整備がほぼ完了しているという状況でよいのか。

事務局

市街化区域についてですが、大磯町は私道については、私道の所有者の方からの申請に基づいて整備工事を行っております。そのような箇所はどうしても未整備の箇所として残っておりますが、それ以外の箇所は令和３年度の整備工事をもって、概ね整備が終わるかと考えております。

委 員

ということは、今後は市街化調整区域を中心に整備を進めていくということになるのか。

事務局

そのようになります。

議 長

ありがとうございました。全体としては資料１を見ますと、全体計画は76.2%、事業計画は80.8%と整備率が記載されております。そのような整備状況であるということで、今後もまだ整備を進めていくということを考慮しながら、今後の公共下水道使用料の改定を検討していただければと思います。その他、ご意見等ございますか。

委員

令和2年度の公共下水道事業の収支は、どのような状況か。

事務局

令和2年度の公共下水道事業の決算につきまして、ここで地方公営企業法を適用して、初めて決算審査を受けました。地方公営企業法を適用しての初めての決算という中で、財政諸表の1つとして「損益計算書」という諸表がございます。

損益計算書の数字でいうと、消費税込みの数字で計算するとプラスの数字になりますが、会計基準により、消費税抜き計算をしなければなりませんので、消費税抜きの計算をすると、町の令和2年度の損益計算書はマイナスの数字で算出されます。

こちらの数字につきましては内容を確認したところ、営業利益という項目がマイナスの数字になっていることが要因で、その内訳につきましては、下水道使用料や一般会計からの繰入金に対して污水管整備に関する維持管理費や減価償却費等といった項目の数字がマイナスになっております。

一番大きなマイナスの要因は、費用の大部分が減価償却費であることで、その支出部分が大きかったためではないかと捉えております。

今後の対応については、公営企業法上では剰余金の処理や欠損金の処理といった法の解釈がある中で、例えば欠損金の処理の中では、毎事業年度欠損を生じた場合において前事業年度から繰越した利益があるときは、その利益をもって欠損金をうめなければならない、といったような規定が定められています。

今年は初めてであり、来年度以降もこういった決算を出していく中で、公営企業会計の運営につきましては、町でも公認会計士を配する業務委託を行っておりまして、公認会計士からの意見や支援を頂きながら、健全な公共下水道事業の運営につながるよう取り組んでいければと考えております。

議長

ありがとうございます。公共下水道事業について、公営企業会計方式に移行されたということから中々比較することは難しいと思いますが、今後も公営企業会計での運営に取り組んでいただき、比較していければと思います。

その他、ご意見等ございますか。

委員

一般会計から繰入金について、雨水管整備に係る部分があるという事が上水道事業とは大きく違った要素となる。上水道の会計については、そもそも一般会計からの繰入を行うということ自体が無く、下水道事業には雨水整備事業があることから、一般会計からの繰入を行う。一般会計からの繰入に関して、雨水管整備に係る部分がどれだけ関わってくるかが肝となるかと思う。事務局からの説明にあった消費税のことについて、それほど変わってくるというのはまだ理解しきれていないが、そのような部分も含めて、公営企業会計特有のテクニカルな要素があるかと思うので、慎重に対応いただければと思う。

事務局

ありがとうございます。今、ご意見ございましたように、公共下水道事業につきましては雨水整備は公費で、污水整備は私費で対応することと定義付けられております。

一般会計からの繰入金につきましては、毎年、総務省より繰入金に係る基準等が出ております。町全体の収支を考慮しながら、町財政課と基準に沿った中で調整していきたいと考えております。

なお、消費税につきましては、令和2年度の消費税還付金が約4,500万円ございました。

それを含めると、税込みではプラスとなりますが、損益計算書では消費税を除くという規定がございますので、除いた結果、全体としてはマイナスとなります。

議 長

ありがとうございました。
その他、ご意見等ございますか。

委 員

県内の各自治体においても、官公庁会計から公営企業会計への移行に伴い様々な議論を耳にしているが、財政状況について中々厳しい自治体が多い印象である。

無事に公営企業会計に移行した自治体もあるが、移行してから苦労されている自治体ある。

水再生センター自体は昭和 48 年から稼働しており、50 年近く経過するが、施設の老朽化が非常に激しく、県で一生懸命改築工事を進めてはいるが、先程、雨水整備に係る一般会計からの繰入の話もあったが、雨水対策だけでなく浸水対策といったような費用のかかる事業が多く、公共下水道事業につきましても費用はかかるし、雨水対策にもそれなりの費用がかかるため、財政的に厳しいところではあるかとは思いますが、ゲリラ豪雨等を防ぐという意味でも努めていただければと思う。

議 長

ありがとうございます。

かなり厳しい状況の中で、災害等の対策も必要となってくるかと思しますので、下水道事業の運営の中でしっかりチェックしていただければと思います。

それでは、資料 2 の説明の中で、「今後の適正な下水道使用料の検討に向けて」については、コロナ禍ということもあり、現状をよりの確に把握する必要があることから、令和 3 年度の実績を捉えた上で審議を進めていきたいという説明がありましたが、この点については如何でしょうか？

現状で言うと、先程の事務局の説明から一般家庭の汚水は新型コロナウイルス感染症防止のため、家に居る時間が多くなったことから下水道使用料が増えたと思っているのですが、事業所につきましては極めて大変だったのではないかと思います。その点でもし、今後のことも含めて何かご意見等あればお願いします。

委 員

前回改定のあった平成 30 年から平成 31 年にかけての時なのですが、やはり当事業所にとって、負担は相当大きなものだった。累進制のため、使用水量が多量である事業所ほど下水道使用料がかかるという算定方法になっているが、平成 31 年度（令和元年度）が一番下水道使用料について支払った金額が多かった。これは、消費税増税等もあり、金額が増加している。

平成 31 年度（令和元年度）と令和 2 年度では 2,000 万円ほど、年間で当事業所が支払った金額について差額が生じています。

事務局からの議事（2）「公共下水道使用料の改定について」の説明の中で、下水道使用料収入の実績について、令和元年度と令和 2 年度の町全体での差額が約 200 万円の減少と説明があったが、当事業所の下水道使用料の金額が減少したことが、かなり影響しているのではないかと思います。

今年度分についても 8 月分まで集計しているが、平成 30 年度の時の支払金額分には届いていないというような現状である。手洗い、うがい等を十分薦めており、上水道と同じで、きれいな水を心置きなく使えるような状況になるまで、もう少し待っていただきたいというのが本音ではある。

議 長

ありがとうございます。

中々、お客様の数が厳しいというところもあるかと思いますが、そういった意味では、通常の状態ではないといった現状があるかと思しますので、そのような現状を注視して審議を進めていければ良いかと思します。

その他、ご意見等ございますか。

委 員

現在の社会情勢もあり、家庭での使用水量は増えた印象がある。やはり使用水量が増えた時のことを考えると、下水道使用料は少ない方が良いというのが使用者としての本音である。

公共下水道への切り替え工事、いわゆる排水設備工事については、工事依頼を受ける件数が少なくなっている印象があるが、町全体として今年度の接続状況がどうだったか、コロナ禍の時期において排水設備工事の件数がどうだったか分かるのであれば教えていただきたい。

事務局

接続状況についてのご質問をいただきましたが、まず、町の排水設備の実績についてからお伝えします。令和元年度の実績につきましては、年間で235件接続することができました。それに対しまして、令和2年度の実績につきましては、年間で195件接続という実績となっております。

なお、共用開始面積につきましては、令和元年度は10.64ヘクタール、令和2年度は7.3ヘクタールであることからそのような部分も影響しているのではないかと推測しております。

接続率でございますが、大磯町につきましては令和2年度末で77.4%と80%を切る数字となっております。

こちらの数字につきましては、他の市区町村の令和元年度末時点での数字も出ております。

単純な比較をする事はできませんが、公共下水道整備事業の開始が同じ時期であるお隣の二宮町につきましても同じような状況となっております。参考ではございますが、平塚市につきましては事業着手が昭和39年と早くから着手していたことから、接続率は97%となっております。

大磯町は事業着手が遅く、新型コロナウイルス感染症の状況であったり、個別訪問を行っている中で、家屋の建替えの検討や高齢であり家の跡継ぎがない、といったような時代の背景から公共下水道への接続が厳しいといった声を聞いております。

しかし、公営企業会計に移行したこともありますので、接続率を少しでも高めていけるように、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施することができませんでしたが、状況を見ながら未接続者への個別訪問を実施して、接続率向上に努めていければと考えております。

議 長

ありがとうございます。

接続率につきましては、前回の公共下水道使用料改定時にも積極的に上げていくように努めていくようにといったご意見がございました。

近年は新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮しなければならないので大変かと思いますが、今後もぜひ努めていただければと思います。

また、事業者様につきましても、厳しい状況の中でご負担を強いられることかと思いますが、ご理解頂きながらご対応いただいていることかと思しますので、そのような観点を踏まえながら公共下水道使用料の改定について検討していただければと思います。

その他、ご意見等ございますか。

公共下水道使用料の改定につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況により大きく情勢が変わっております。この情勢が直ぐに元に戻るという状況でも無さそうなので、そういった意味では、令和3年度の実績を含めてもう1回確認をしながら慎重に改定について審議を進めていければと思いますがいかがでしょうか。

委員了承

議 長

それでは、今後の公共下水道使用料の改定については、事務局の方で、もう1年の実績を積み重ねた後に改めて検討していきますので、令和4年10月以降に、審議に入れるように進めて下さい。

議 長

それでは、議事の「6. その他」に入ります。「(1) 公共下水道事業経営戦略について」事務局より説明して下さい。

事務局

資料3に基づき概要説明

議 長

ありがとうございます。

公共下水道事業経営戦略につきまして、その概要を事務局よりご説明いただきました。

こちらにつきまして、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

委 員

町ホームページに掲載されているとのことだが、閲覧者数はいかがなものか。

事務局

申し訳ございませんが、閲覧者数はホームページ上で計上されていないこともあり、把握できておりません。

委 員

経営戦略に関する問合せ等は、これまでにあったか。

事務局

具体的な問合せ等はありませんが、経営戦略の策定に当たり、パブリックコメントという町民の皆様からの意見募集を行いました。しかし、実際に町民の皆様から直接ご意見をいただきませんでした。

経営戦略につきましては、ある程度時期を見ながら更新をしていきますので、必要に応じて審議会で報告していこうと思います。

議 長

ありがとうございます。

質問になりますが、公共下水道の整備につきましては令和7年の概成を目標に進めているという認識でよろしいのでしょうか。

事務局

町では令和7年度の概成を目標として、整備工事を進めております。

時期については多少の前後があると思いますが、下水道の整備が概成した時が、一つの区切りになるのではないかと捉えております。その時に計画の見直しや資料説明の中でお話しました排水設備奨励金につきまして、対象期間を供用開始から3年以内と定めておりますが、もう少し対象期間を延長して接続率向上を図る等といったことも視野に入れていきます。

下水道事業は永続的な事業であるので、長期的に安定した運営に努めていければと考えております。

議 長

ありがとうございます。

資料3の7ページに記載されております審議会というのは、先程の見直しも含めて令和7年度かと思えますし、同年度に整備が概成して1度見直しを行うといったことで、しっかりと状況を見ながら公共下水道使用料の改定、さらには計画の見直しをしていくということで進めていただければと思います。その他、ご意見等ございますか。

事務局

事務局から、議事録の作成方法について確認させて下さい。

前任期の審議会では事務局で作成したものを、会長・副会長の承認を頂き議事録を確定させていただきました。本日の議事録についても、同様に進めていきたいと考えていますが、如何でしょうか？

議 長

議事録の作成について、前任期と同様に会長・副会長の承認による確定という方法で、宜しいでしょうか？

委員承認

議 長

ご異議が無いようですので、只今、申し上げた方法で作成することにします。その他、何か、ございますか？

無いようですので、本日の議事はすべて終了しました。これにて、議長の任を降ろさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局

「梶田会長」、そして委員の皆様、ご審議、ありがとうございました。

なお、次回の審議会開催につきましては、令和4年10月以降となる予定です。皆様には、事前に日程調整しますので、宜しくお願いします。

それでは、これをもちまして「第66回大磯町下水道運営審議会」を終了いたします。